

# 弁護士報酬

🏠 > 弁護士報酬

※ 以下の金額は、いずれも消費税10%込みの金額になります。

## 法律相談料等

法律相談	法律相談料	初回：(個人) 5500円/30分 (法人) 1万1000円/30分 継続：(個人) 1万1000円/1時間 (法人) 2万2000円/1時間
内容証明作成	手数料	5万5000円～11万円
調査・セカンドオピニオン (簡易メモ)	手数料	3万3000円/1時間
調査・セカンドオピニオン (意見書作成)	手数料	11万円～55万円
出張日当	手数料	往復1時間以内 1万1000円 往復2時間以内 2万2000円 往復3時間以上 3万3000円

## 裁判等 (債権回収・損害賠償その他)

	種類	経済的利益の額	報酬額
訴訟事件	着手金	300万円以下の場合	経済的利益の8.8% (但し、最低額は22万円です。)
		300万円を超え、3000万円以下の場合	5.5%+9万9000円
		3000万円を超え、3億円以下の場合	3.3%+75万9000円
		3億円を超える場合	2.2%+405万9000円
	報酬金	300万円以下の場合	経済的利益の17.6% (但し、最低額は11万円です。)
		300万円を超え、3000万円以下の場合	11%+19.8万円
		3000万円を超え、3億円以下の場合	6.6%+151.8万円
		3億円を超える場合	4.4%+811.8万円
調停事件	着手金	訴訟事件の着手金と同様 (事件の内容によって3分の2に減額することがあります。)	
	報酬金	訴訟事件の着手金と同様 (事件の内容によって3分の2に減額することがあります。)	
示談・交渉事件	着手金	訴訟事件の着手金と同様 (事件の内容によって3分の2に減額することがあります。)	
	報酬金	訴訟事件の着手金と同様 (事件の内容によって3分の2に減額することがあります。)	

- ※ 着手金とは、事件のご依頼時に発生する弁護士報酬であり、結果の如何に拘わらず原則として返金されないものをいいます。
- ※ 報酬金とは、事件の終了時にその結果に応じて (例えば、判決で認容された場合や回収できた場合、若しくは相手の請求を減額できた場合等) に発生する弁護士報酬をいいます。
- ※ 経済的利益は、以下のとおりです。
- ①金銭債権 債権総額 (利息及び遅延損害金を含む)
- ②継続的給付債権 債権総額の10分の7。期間不定の場合は7年分の額。
- ③賃料増減額請求事件 増減額の7年分の額
- ④所有権・登記手続請求権 対象となる物の時価相当額
- ⑤遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額
- ⑥遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額
- ⑦算定不能の場合 原則として800万

## 契約書・規約の作成及びチェック

契約書・合意書・規約のリーガルチェック	定型の場合	3万3000円/1通
	高難易度の場合	5万5000円/1通
簡易な合意書の作成		5万5000円～11万円/1通
契約書・規約の作成	定型の契約書	11万円～33万円/1通
	非定型の契約書	22万円～55万円/1通
	利用規約	11万円～33万円
	プライバシーポリシー	11万円
	特定商取引法の表示	5.5万円
	NDA	11万円
	システム開発契約	11万円～33万円/1通
	データ取引関連	11万円～33万円/1通
	AI関連	11万円～33万円/1通
労務関連	11万円～22万円/1通	
法律関係調査	サービス適法性チェック 関係法令のリサーチ	11万円～55万円

## 離婚・財産分与・婚姻費用・養育費・面会交流等

		着手金	報酬金	
離婚代理	交渉 (協議離婚)	33万円	33万円	左記にプラスして経済的利益の11% (財産分与の最低額は着手金と同額)
	調停	44万円	44万円	
	訴訟	55万円	55万円	
	上級審	22万円～	22万円～	
離婚協議書作成	手数料		11万円	

- ※ 交渉 (協議離婚) から調停に移行した場合の着手金は、差額の22万円のみが発生します。
- ※ 調停から訴訟に移行した場合の着手金は差額の11万円のみが発生します。
- ※ 親権に争いがある場合には、着手金・報酬金それぞれ22万円を加算させていただきます。
- ※ 委任事務の内容が復縁を求めるものに変化した場合でも、報酬金は発生します。
- ※ 調停は5回を超えた場合に6回目から、訴訟は10回を超えた場合に11回目から2万2000円の出庭日当が発生します。

## 相続・遺言・遺言執行

遺言書作成	定型		11万円～22万円
	非定型	相続財産の額が300万円以下の場合	22万円
		300万円を超え、3000万円以下の場合	1.1%+18.7万円
		3000万円を超え、3億円以下の場合	0.33%+41.8万円
		3億円を超える場合	0.11%+107.8万円
公正証書にする場合		上記に3万3000円加算	
遺言執行	基本	相続財産の額が300万円以下の場合	33万円
		300万円を超え、3000万円以下の場合	2.2%+26.4万円
		3000万円を超え、3億円以下の場合	1.1%+59.4万円
		3億円を超える場合	0.55%+224.4万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と受遺者の協議により定める額
遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。	

## 破産・民事再生

任意整理・過払金請求	着手金	1社につき3万3000円
	成功報酬	経済的利益の11%～22%
自己破産	非事業者	同時廃止：33万円 管財事件：44万円～66万円
	事業者	55万円～330万円
民事再生	非事業者 (個人再生)	33万円～66万円
	事業者	220万円以上

## 刑事事件

起訴前	着手金	22万円から55万円
	報酬金	不起訴・起訴猶予：33万円以上
		刑の減輕：22万円から55万円
起訴後	着手金	22万円から55万円
	報酬金	無罪：55万円以上 執行猶予：33万円以上 刑の減輕：23万円以上
保釈・勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立て	着手金	5万5000円
	報酬金	11万円
告訴・告発・検察審査の申立て	着手金	22万円から55万円
	報酬金	22万円から55万円